

**令和4年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める
特定調達品目の追加及び判断基準・配慮事項見直し等の概要**

1 過去の経過等

- 本県では、平成11年3月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成13年10月1日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、令和3年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

2 県基本方針の見直しについて（案1）

令和3年度は、国の基本方針の改正内容に準じて基本方針本文及び判断基準等の見直しを行うこととする。（県独自の分野・品目に関する改定は1品目有り）

(1) 変更概要

ア 品目数

- 令和3年度品目数 25分野 289品目 （国：22分野 282品目）
- 令和4年度品目数 25分野 292品目 （国：22分野 285品目）

3品目追加

59品目判断基準・配慮事項等見直し

イ 見直し内容（主な内容）

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
3 文具類	(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加（エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること） ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ・製品全体又は部品及び容器包装の単一素材化等について配慮事項に追加
	スタンプ台	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	朱肉	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	ステープラー（汎用型）	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	連射式クリップ（本体）	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	修正テープ	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	ブックスタンド	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	OAクリーナー（ウェットタイプ）	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	メディアケース	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	OAフィルター（枠あり）	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	OHPフィルム	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記に伴う修正
	絵筆	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記

	クリアーフォルダー (県独自品目)	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	つづりひも	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	窓付き封筒	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	テープ印字機等用カセット	・追加
	テープ印字機等用テープ	・追加
	ごみ箱	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
	リサイクルボックス	・バイオマスプラスチックの使用に係る項目の追記
5 オフィス家具等	(共通)	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
8 電子計算機等	電子計算機	・クライアント型電子計算機のエネルギー消費効率等について、省エネ法のトップランナー基準 100%達成又は国際エネルギースタープログラム Ver8.0 の基準値に変更 ・筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用に係る対象機器の拡大(シンククライアントにも適用) ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	磁気ディスク装置	・省エネ法トップランナー基準の見直しに伴う変更 ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	ディスプレイ	・エネルギー消費効率について、国際エネルギースタープログラム ver. 8.0 へ変更等
	記録用メディア	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
9 オフィス機器等	デジタル印刷機	・特定の化学物質の使用に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
10 移動電話等	携帯電話	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	PHS	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	スマートフォン	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
11 家電製品	電気冷蔵庫	・エネルギー消費効率を省エネ法トップランナー基準達成率105%以上とする変更(併せて半年間の経過措置を設定)
	電気冷凍庫	・エネルギー消費効率を省エネ法トップランナー基準達成率110%以上とする変更(併せて半年間の経過措置を設定)
	電気冷凍冷蔵庫	・エネルギー消費効率を省エネ法トップランナー基準達成率105%以上とする変更(併せて半年間の経過措置を設定)
	テレビジョン受信機	・省エネ法トップランナー基準の改定に伴う変更(有機ELテレビの追加、エネルギー消費効率基準値の見直し等)(併せて1年間の経過措置を設定)
15 公用車等	乗用車	・電動車等が判断の基準を満たすものとする変更(ただし、ハイブリッド自動車は2020年度燃費基準達成かつ2030年度燃費基準60%達成レベル及び排ガス基準を満たすこと) ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	小型バス	・基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値を満たすことに変更(燃費基準値は据え置き) ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	小形貨物車	・基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値の+5%超過達成レベル(軽貨物車及び中量貨物車)又は+15%超過達成レベル(軽量貨物車)を満たすことに変更 ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	バス等	・基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを満たすことに変更

		すことに変更 ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	トラック等	・基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを満たすことに変更 ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	トラクタ	・基準値1を電動車等、基準値2を次世代自動車又は平成27(2015)年度燃費基準値の+5%超過達成レベルを満たすことに変更 ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	乗用車用タイヤ	・2段階基準を設定し、基準値1を転がり抵抗係数7.7以下、基準値2を転がり抵抗係数9.0以下とする変更 ・試験方法について、ISOに準拠する変更(ISO28580及びISO23671)
17 制服・作業服等	制服	・タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること) ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	作業服	・タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること) ・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	靴	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
18 インテリア・寝装	カーテン	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	布製ブラインド	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	ニードルパンチカーペット	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	マットレス	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
19 作業用手袋	作業手袋	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
20 その他の繊維製品	防球ネット	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	旗	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	のぼり	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	幕	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
21 防災備蓄用品	ペットボトル飲料水	品目名称を「ペットボトル飲料水」から「災害備蓄用飲料水」に変更するとともに、適用範囲に係る記載を修正
22 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ・バイオマスプラスチック配合率基準値に係る経過措置の終了
23 設備	節水機器	・「節水機器」を「節水器具」に名称変更 ・定流量弁、流量調整弁に係る設置条件の記載に係る判断の基準への追加等
	給水栓	・追加
25 役務	食堂	・食堂で使用する農産物、加工品について、有機農業により生産されたものであることを配慮事項に追加
	清掃	・タイプI環境ラベルの活用に係る判断の基準を追加(エコマーク認定基準を満たす又は同等のものであること)
	輸配送	・繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用について配慮事項に追加
	庁舎等において営業を行う小売業務	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正 ・レジ袋のバイオマスプラスチック配合率基準値に係る経過措置の終了
	クリーニング	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	引越輸送	・バイオマスプラスチックの用語の変更に伴う修正
	会議運営	・会議時に食事を提供する場合の食品ロス対策を配慮事項に追加

＜参考１＞県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	＜県独自分野＞ 国では役務分野として設定。 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。
4 雑貨類	ペーパータオル	＜県独自分野＞ ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため。
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー	
	ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	＜県独自分野＞ 県産材の積極的な利用促進に資するため。
(20 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮。

* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

＜参考２＞静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11. 3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13. 10. 1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14. 4. 1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15. 4. 1	18 分野 194 品目	
H16. 4. 1	19 分野 218 品目	
H17. 4. 1	20 分野 221 品目	
H18. 4. 1	20 分野 228 品目	
H19. 4. 1	20 分野 235 品目	
H20. 4. 1	21 分野 250 品目	
H21. 4. 1	22 分野 259 品目	
H22. 4. 1	22 分野 271 品目	
H23. 4. 1	22 分野 265 品目	
H24. 4. 1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25. 4. 1	22 分野 270 品目	
H26. 4. 1	22 分野 271 品目	
H27. 4. 1	24 分野 277 品目	
H28. 4. 1	24 分野 277 品目	
H29. 4. 1	24 分野 281 品目	
H30. 4. 1	24 分野 282 品目	
H31. 4. 1	24 分野 283 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R2. 4. 1	25 分野 282 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
R3. 4. 1	25 分野 289 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施

3 令和4年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について（案2）

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

令和4年度については別添のとおりとし、令和3年度と同様の目標とする。

なお、2段階の判断の基準を設けた品目の実績は、基準値2を満たしているものを集計するものとする。

（参考）環境物品等の令和元年、2年度調達実績及び令和3年度調達目標

品 目		R1 実績	R2 実績	R2 目標
1	用紙類	99.80%	99.79%	100%
2	納入印刷物	89.98%	87.85%	100%
3	文具類	99.38%	99.51%	100%
4	雑貨類	99.98%	99.93%	100%
5	オフィス家具等	99.83%	98.83%	100%
6	木製受注家具	100.00%	100.00%	100%
7	画像機器等	99.09%	99.84%	100%
8	電子計算機等	99.50%	99.83%	100%
9	オフィス機器等	99.84%	99.47%	100%
10	移動電話等	100.00%	100.00%	100%
11	家電製品	98.45%	100.00%	100%
12	エアコンディショナー等	100.00%	100.00%	100%
13	温水器等	100.00%	100.00%	100%
14	照明	91.60%	100.00%	100%
15	公用車等	87.83%	87.01%	100%
16	消火器	100.00%	100.00%	100%
17	制服・作業服	99.34%	99.34%	100%
18	インテリア・寝装	100.00%	92.25%	100%
19	作業用手袋	100.00%	100.00%	100%
20	その他の繊維製品	100.00%	96.27%	100%
21	防災備蓄用品	100.00%	100.00%	100%
22	ゴミ袋等	—	96.04%	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている25分野のうち、物品に関わる22分野のみ設定（いずれも100%）。